

平成 30 年度

川崎市障害児・者行動援護従業者養成研修募集要項

1. 実施者 社会福祉法人なごみ福祉会
(神奈川県指定 B 第 0012 号)
2. 日 時 平成 31 年 2 月 23 日(土)・3 月 3 日(日)・23 日(土)
3. 会 場 1 日目 多摩川あゆ工房 2 階多目的ホール
(川崎市多摩区中野島 4-3-28)
2 日目 同上
3 日目 同上

4. 目 的

行動障害があるため地域で安全に豊かに暮らすには支援を必要としている方は年々増えています。しかし、川崎市では支援に当たれる従業者が未だ少数で、支援を行える事業所も少ない現状であります。従業者に行動援護従業者養成研修講座の修了要件が義務づけられる経過措置期間が 3 年間延長されたことにより、本研修の緊急性はますます高まっています。

行動援護実施事業所においても障害について正しい知識を持ち、適切な支援ができる従業者を育てるために研修の機会を求める声も高まっています。

こうした現状を踏まえて、研修要綱に沿って、具体的に実践的な研修を実施し、支援を待っている人たちに対応できる従業者を育てることにより、障害者の地域生活の充実に寄与することを目的とします。

5. 定員及び応募手続き等

(1)定員:40 人

(2)受講対象者 次の①～③の要件をすべて満たす者

- ①行動援護従業者または行動援護従業希望者で、知的障害児者または精神障害者の直接支援の経験が 1 年以上ある者
- ②3 日間すべての日程を受講できる者
- ③所属している事業所の推薦を受けた者

(3)応募手続き

- ①参加希望者は、添付の受講申込書に、必要事項を記入した上で、事業所代表者の推薦書を付けて、なごみ福祉会へ郵送または直接持参。FAX での申込は不可。
氏名・生年月日・住所は、正確に受講者本人が記入してください。また、ひとつの事業所から複数の受講希望者がある場合は、事業所としての優先順位を記入してください。

②募集開始 2019年1月23日(水)

※切日 2019年2月13日(水)〈必着〉

③川崎市内の事業所からの推薦者を優先。受講資格を審査した上で、受付順に事業所の推薦順位1番の者を受講者名簿に登載。複数の希望者を推薦された事業所については、締め切り日の申込数が定員に満たなかった場合、2番以下の推薦者を順次名簿に登載。川崎市以外の事業所からの希望については予め受け、定員に空きがある場合に受講対象者とします。

④定員を超える申込があった場合、補欠で受付。実施日前日までに受講者名簿登載者にキャンセルが生じたら順次繰り入れ、補欠待機者に連絡します。

(4)受講決定

受講者名簿に登載された方には、確定次第受講者ご本人に郵送にて連絡します。

6.研修のカリキュラム及び日程表(別紙)

7.参加費

受講料:無料 テキスト代実費:2,000円は受講生自己負担

8.修了証書

全課程を修了された方については修了証書を交付します。特別な事情で一部の科目を受講できなかった場合、川崎市で同一のカリキュラムで実施される研修の同一科目を履修した後に修了を認めます。

9.留意事項

本人確認のため、初日(2/23)に身分を証明するもの(運転免許証、健康保険証、パスポート等)をご持参ください。

《 問い合わせ先 /送付先 》

〒214-0035

神奈川県川崎市多摩区長沢 4-2-9 グリーンヴァレー松澤 402

電話番号/FAX 044-742-2555

担当者 事務局 中村 行啓